

# 令和 2 年度事業計画書

- 1 事業運営の方針
- 2 会の運営
- 3 支会との連絡調整
- 4 広報活動の推進
- 5 共同募金運動の展開
- 6 共同募金等各種資金の周知
- 7 共同募金の助成
- 8 公益信託基金の運営
- 9 受配者指定寄付金、期間外寄付金の助成
- 10 災害の支援
- 11 受配者に対する監査及び支会に対する指導
- 12 寄付者、奉仕者等の顕彰
- 13 全国会議等

社会福祉法人埼玉県共同募金会

## 1 事業運営の方針

今年、73回目となる令和2年度の共同募金運動は、減少を続ける募金実績額に歯止めをかけるため、地域において実施する従来の募金方法と並行して、年間を通じた募金や寄付者が手軽に寄付できる仕組み作りに努めるほか、企業等との積極的な連携に努める。

また、多様かつ刻々と変化する社会課題に即応した助成メニューの開発に努めるとともに、寄付金使途の広報を強化し、県民の共感が得られる運動を展開していく。

そのため、今年度は次の事項を重点事業として支会との連携を図りながら実施する。

- (1) 具体的な使途を提示したテーマ型募金の実施
- (2) 赤い羽根自動販売機の設置促進及び物品寄付の推進
- (3) 災害被災者に対する支援

## 2 会の運営

会の目的を達成するため、次の諸会議を開催する。

- (1) 理事会 4回
- (2) 監事会 1回
- (3) 評議員会 2回
- (4) 配分委員会 3回
- (5) 受配者監査委員会 1回

## 3 支会との連絡調整

共同募金運動の円滑な実施と募金実績の増額を図るため、次の諸会議を開催し、具体的推進方策についての連絡調整を図る。

- (1) 支会長及び事務局長合同会議 2回
- (2) 支会事務担当者会議 2回(北部・南部各1回)
- (3) 支会担当者実務研修会 1回

## 4 広報活動の推進

県民の信頼と共感を得るため、共同募金の仕組みや寄付金の使途について次の方法により年間を通じた広報に努める。

- (1) 地域や学校、企業に対する啓発用リーフレットの配布
- (2) 報道機関や社会福祉協議会等関係団体への資料提供
- (3) 助成を受けた団体との連携による受配標示や自発的な広報の実施
- (4) 地縁組織や大口寄付者に対する「令和元年度共同募金結果報告書」の配布
- (5) 「はねっと」やホームページによる情報発信充実やネットワーク化
- (6) 企業やスポーツチームとの連携によるチャリティーイベントの開催
- (7) 共同募金啓発用パネルの展示及び貸出し
- (8) 御礼と募金結果を知らせる「ありがとうポスター」の掲示
- (9) 研修用使途PR資材の製作及び活用

## 5 共同募金運動の展開(運動期間:令和2年10月1日～令和3年3月31日)

県民の自主的参加意識が醸成されるよう運動の趣旨の普及を図りながら、次の方法で運動を展開する。

### (1) 赤い羽根募金運動の実施

- ① 支会における各種募金に対する支援を図るほか、支会との連携による法人募金や職域募金協力事業所の新規開拓。
- ② 支会募金の円滑な推進のための県域連合組織や企業本社等への協力要請。
- ③ 共同募金を教材とした福祉教育の推進及び学生ボランティアの募金活動への参加促進。
- ④ 赤い羽根自動販売機やポイント還元募金等、年間を通じた募金の普及。
- ⑤ キャッシュレス時代に向けたインターネットを通じた募金等の研究。

### (2) 地域歳末たすけあい募金運動の実施(強化月間:令和2年12月1日から12月31日)

県社会福祉協議会との共催により「地域歳末たすけあい運動実施要項」を定め、令和2年度地域歳末たすけあい運動を実施する。

- ① 地域住民に対する趣旨の周知。
- ② 赤い羽根募金との差別化。
- ③ 当該市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、関係機関等と緊密な連携。

### (3) NHK歳末たすけあいの実施(令和2年12月1日から12月25日)

令和2年度(第70回)の運動をNHKさいたま放送局と共催して実施する。

- ① NHKさいたま放送局及び県内金融機関等窓口で募金の受け付け。
- ② 継続的な寄付者に対するダイレクトメール募金の実施。

## 6 共同募金等各種資金の周知

取り扱う資金をホームページや広報紙を通じて広く周知する。

- (1) 支会と連携した地域福祉活動団体のニーズの把握
- (2) 資金支援を希望する福祉施設や団体に対する申請手続き等の相談や事務指導
- (3) 共同募金以外の各種資金の周知や推薦
  - ① 公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」
  - ② 中央競馬馬主社会福祉財団助成金

## 7 共同募金の助成

埼玉県内で民間団体が実施する地域福祉を推進するための事業に対し、次の事業区分により助成する。

なお、助成要望は常時受け付け、年間2回(9月、3月)助成を行う。

- (1) 地域助成(市町村社会福祉協議会)
  - ① 地域福祉を目的とする活動に対する助成
  - ② 歳末援護活動に対する助成
- (2) 広域助成

- ① テーマを定めた重点助成
- ② 各種福祉活動に対する助成
- ③ 建物や備品等の整備に対する助成

## 8 公益信託基金の運営

本会が受託した公益信託を信託契約に基づき運営する。

今年度は、視覚障害者(児)の機能回復、社会復帰のため150万円の助成を行う。

## 9 共同募金以外の寄付金の受付け及び助成

### (1) 受配者指定寄付金

「税制上の優遇措置を希望する共同募金以外の寄付金取扱い要領」に基づき、寄付者及び受配者の要件を審査したうえで、寄付金の受付け及び指定に基づく助成を行う。

### (2) その他寄付金

寄託された寄付金について、寄付者の意向に基づき助成する。

## 10 災害時の支援

### (1) 災害等準備金

法令に基づき共同募金から災害等準備金を積み立て、大規模災害発生時には配分や拠出を行う。

### (2) 緊急配分金積立金

天災や人災等による施設や団体の復旧事業や被災者支援活動に対し、緊急配分積立金から助成する。

### (3) 災害義援金

県内の災害発生時には被災者見舞金となる義援金の募集を行うほか、県外の義援金募集に対する取り次ぎを行う。

## 11 受配者に対する監査及び支会に対する指導

(1) 令和元年度助成事業にする、受配者監査委員による現地監査の実施。

(2) 支会の運営や経理、業務に対する事務指導の実施。

## 12 寄付者、奉仕者等の顕彰

### (1) 埼玉県共同募金会会長表彰及び感謝

令和2年度埼玉県社会福祉大会における、共同募金奉仕者、従事者、優秀地区・団体及び多額寄付者に対する顕彰。

### (2) 埼玉県知事及びさいたま市長表彰に係る推薦

埼玉県及び、さいたま市社会福祉大会における表彰候補者の推薦。

### (3) 厚生労働大臣、中央共同募金会会長顕彰に係る推薦

① 全国社会福祉大会における厚生労働大臣表彰及び中央共同募金会会長表彰候補者(団体)の推薦。

- ② 高額寄付者に対する厚生労働大臣及び中央共同募金会会長感謝状贈呈候補者(団体)の推薦。

### 13 全国会議等

中央共同募金会及び関東ブロック共同募金会等が主催する研修会や会議へ職員を派遣するほか、今年度は首都圏共同募金会会議を主催する。